

## 平成25年度下野市予算編成方針

### 1 財政状況

#### (1) 国の動向

##### ア 経済社会状況

我が国は、東日本大震災からの復興と原発事故を契機とした災害、超高齢化社会の到来といった様々な問題に直面している。

経済は、長引く円高や長期デフレ及び原油高やアメリカ・ユーロ圏の長期不況の影響により、依然として厳しい状況にある。

加えて、消費税増税法案の成立や、深刻化する様々な国際問題に起因する今後の経済への影響等、先行きの不透明感が、より一層増している。

##### イ 財政状況

財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続していることから、国及び地方の長期債務残高が 940 兆円、対 GDP 比で 196%（平成 24 年度末見込）に達し、財政投融资特別会計国債残高を含めると 1 千兆円を超え、財政政策が硬直化しつつあり、経済や国民生活に大きな悪影響を及ぼしかねない。

さらに、特例公債法案が決定にいたってないこと、先の見えない社会保障・税の一体改革への不信感や財政により支えられている社会保障制度の持続に疑念が生じ始めた結果、将来の不安から消費を委縮させる可能性が生じ、更なる悪影響が懸念される。

##### ウ 東日本大震災からの復興対策、防災・減災対策

東日本大震災や原発事故からの復興に係る経費は、東日本大震災復興特別会計において実施するとし、復旧・復興に直結する真に必要な経費を要求することとしている。

また、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害に強い国づくりに向けた取組の一環として、防災・減災対策事業へ予算配分の重点化を図ることとしている。

##### エ 国庫補助金・地方交付税への影響

予算配分の重点化により、比較的被害の少なかった自治体においては、国庫負担金、補助金等の縮減が予想されるものの、平成 24 年 9 月 7 日総務省発表の平成 25 年度地方交付税の概算要求の概要によると、地方交付税は約 17.2 兆円前年度比 1.5%減、地方債も 0.4%減の約 13.5 兆円としているが、社会保障費の自然増に対する地方財源の確保を含め、実質的には平成 23 年度の水準を下回らないよう確保することとしている。

## (2) 本市の財政見通し

### ア 現状

本市の財政は、平成 23 年度の決算状況によると経常収支比率が 83.0% となり前年度より 1.1 ポイント改善された。しかしながら、昨年度作成した「下野市長期財政健全化計画」に基づく平成 32 年度末推計値では、何も施策を講じなかった場合、高い水準が予測され、平成 28 年度からの 5 年間で合計約 50 億円を超える財源不足が見込まれる等、硬直した財政構造が続くものと思われるため、健全化計画の着実な実行が必要である。

市税収入は、コンビニ収納や個別の納税相談を強化した結果、県内 14 市で 1 位の徴収率を誇り、平成 23 年度決算において、前年度対比約 2 億円の増収となったが、今後の経済の落ち込みにより、市税収入の確保は不透明であり、財源不足が拡大し、地方債依存度が高まると思われる。

### イ 交付税の一本算定による減額

地方交付税においては、普通交付税で平成 24 年度は約 31 億円が交付されているが、合併算定替が終了する平成 28 年度以降は段階的に減額となり、特例債の償還による交付税措置の増額が見込まれるものの、一本算定となる平成 33 年度には平成 24 年度に比べ、約 13 億円を超える減額が見込まれている。

### ウ 起債状況

市の起債残高は、平成 23 年度末で一般会計が約 190 億円、全会計総額では約 325 億円となっており、前年度比は一般会計で約 6 億円の増額、全会計総額ではほぼ同額となっている。実質公債費比率は 8.5% で、前年度に比べ 1.6 ポイント改善され、県内 14 市の平均値 (9.1%) より若干下回っているが、後期基本計画の事業の実施により、起債事業が増加することにより、一時的なものと思われている。

### エ 合併特例債の有効活用

合併特例事業債の発行期限が 5 年間延長され、平成 32 年度まで発行が可能となった。

歳入・歳出全般にわたる見直しにより、財源不足額を可能な限り圧縮し、徹底した事業の峻別と事業費の精査を行ったうえで、持続可能な財政運営を確立する一助として、有利な合併特例債を有効活用することが重要である。

このような中において、平成 25 年度は、市政運営の指針である昨年度策定した「下野市総合計画後期基本計画」(H.24~27) の目標達成のため、計画的・具体的行動を示しながら、新庁舎建設や 3 庁舎跡地の整備を初め、

計画に掲げられた事業に積極的に取り組む必要がある。

## 2 編成の基本方針

平成 25 年度予算編成にあたっては、「下野市長期財政健全化計画」の策定により、本市の発展と持続可能な財政基盤を確立するための元年と位置付けた昨年に引き続き、計画に掲げた取組みを着実に実行して、**健全化計画に基づく健全財政の維持**に努めなくてはならない。

また、2 年目を迎える「下野市総合計画後期基本計画」に掲げた取組みの着実な推進と「第二次下野市行政改革大綱」(H.22～26)を踏まえた行財政改革の断行による経費の削減と新たな財源の確保のほか、当面する課題や市民ニーズに的確に対応していく必要がある。

特に、後期基本計画における重点戦略の実質的な実施初年度であることから、その着実な推進を図るための「**後期基本計画戦略予算**」と位置付けて、編成するものである。

これにより、市民の一体感の醸成や協働ときずなによる街づくり、地域資源の有効活用を図るための施策等に積極的に取り組むことにより、市の将来像「思いやりと交流で創る 新生文化都市」の実現を目指すものである。

そのためには、事務事業評価に基づく全ての事務事業の見直しや自主財源の確保など歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しにより財源の効率的・重点的な配分を進めるなど、**合併特例債の有効活用と事業の選択と集中**に徹することとする。

各部局においては、新たな行政課題に的確に対応するとともに、既存施策の成果を検証し、ゼロベースで必要性和優先性を見極め、主体的に**事業の整理統廃合による再構築**を図ることとする。

特に、情報関連施策については、現在実施している「調達計画書」に基づき、システムの再構築を図り、維持管理費の削減を図るとともに、過度なシステムと設備の導入にならないよう留意する。

また、多くの公共施設において老朽化が進み、維持修繕や耐震化への取り組みが必要となっている。財政的負担を少なくするため、**施設の維持修繕計画を策定**し、必要な費用の平準化を図りながら、計画的に行うこととする。

合わせて、決算における実質収支額の増が指摘されていることから、その削減を図るため、要因の分析と調査により**不用額を排除**するとともに、決算に基づく適切な歳入・歳出額を見込み、**財源の有効活用**を図ることとする。

また、単年度会計主義の原則により、年度内完了を基本とし、不測の事態を除く安易な繰越を抑制するため、実行可能な年次計画の作成を原則とすること。

なお、当初予算は通年予算とするものであり、年度途中の補正は制度の改正、災害関係費等緊急止むを得ないものを除き、行わないよう努めること。

### 3 予算要求の基本事項

平成 25 年度予算要求にあたっては、「下野市長期財政健全化計画」における「持続可能な財政構造への転換に向けた取組」や別添「予算要求要領」に定める項目の取組みを基本とし、昨年同様「予算査定の重点ポイント」を定めたので、取組み内容を明らかにしたうえで、必要な予算を要求すること。

また、今後の厳しい財政環境に備え、引き続き経常経費の削減に取り組むため、本年も経常枠内経費の枠配分を設定したが、更なる削減効果を上げるため、経常枠外経費の絞り込みを行い経常枠内経費の拡大を図ったので、各年度の目標を立てながら削減を図ることとする。

投資的経費についても、例年通り枠配分を設定するが、後期基本計画における重点戦略の着実な推進を図るため、枠配分の算出方法を見直したので、部局内において事業の優先順位や徹底した見直し等について、十分協議すること。

なお、「4 査定の重点ポイント」で示す各項目に留意のうえ、要求すること。

特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものであるが、各種使用料、保険税等の、適切な歳入財源の確保に努めるとともに、市民負担の公平化を念頭に置き、各会計の健全性の維持に努めるものとする。

なお、独立採算の原則や収支の健全化を重視し、一般会計から安易にルール外繰入や実効性のない計画による繰入れをすることがないよう、特に基盤整備事業については、明確な事業計画に基づくことを前提とする。

また、国民健康保険特別会計については、繰越財源の有効活用により、疾病予防等の新たな事業を構築し、将来的な医療費の抑制を図ることとする。合わせて、これまでのルールに基づく繰入が適正かどうかを再検討して、経費節減や事務事業の合理化・効率化・平準化に努めることとし、水道事業会計においては、地方公営企業法の改正に伴う、適正な会計制度の構築を図ること。

#### 4 査定の重点ポイント

(1) 経常枠内経費（一般財源額分）の枠配分による2%削減

経常経費のうち、経常枠外経費（職員基本給、公債費、扶助費等法令等に基づき支出するもの等）を除いたものを経常枠内経費とし、平成24年度当初予算の経常枠内経費の一般財源額に2%カットした額を配分し、査定額の上限とする。

(2) 事務事業評価に基づく適切な事業の見直し

事務事業評価結果に基づく、事業の見直し内容について、総合政策課で示す基準に従って適切に査定する。

なお、新規事業については、スクラップ&ビルドの原則により廃止事業又は他事業における事業費の見直し状況により査定する。

(3) 繰越予算の削減と繰越事業の抑制

前年度予算にとらわれず、決算額に基づく確実な執行見込額により、査定する。

また、普通建設事業予算については、適切な計画と進行管理に基づく年度内執行を原則とするため、「普通建設事業予算要求調書」を作成し、計画内容と執行見込の確認により査定する。